

# 仕 様 書

## 第 1 件名

令和 7 年度「TOKYO 観光 PR 隊」管理運営業務委託

## 第 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

## 第 3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 第 4 事業目的

海外に向けた東京の魅力発信に意欲のある若者を募集、「TOKYO 観光 PR 隊（以下「PR 隊」という。）」に任命し、若者目線による海外への東京の魅力発信を行うことにより、主に海外の若年層を対象とした観光プロモーションを実施する。

これにより、これからの東京を担う若者の海外への情報発信力を強化し、かつ本情報発信を通して参加者の東京への理解・愛着を深めるとともに、過年度を含めた本事業の参加者及びその友人家族らを起点に、都民へのインナーブランディングの醸成・波及を図ることを目的とする。

## 第 5 全体運営

### 1 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略について

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

- ・ アイコンについて

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

### 2 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め、体制管理を徹底すること。英語による情報発信を適切且つ速やかに行うために、英語のネイティブチェック等と円滑で迅速なコミュニケーションが図れる体制を敷くこと。

- (2) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。また履行にあたっては、進捗状況を綿密に TCVB へ確認・報告すること。事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- (3) Tokyo Tokyo 公式 SNS アカウント  
(<https://www.instagram.com/tokyotokyooldmeetsnew/>) を運営する事業者等と円滑に調整を行いながら、事業を実施すること。
- (4) 東京都及び TCVB が発信するプレスリリースや各種資料について、必要なデータや掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

## 第6 委託内容

以下のとおり、PR 隊募集及び活動の運営・管理を行うこと。実施においては、若者の本事業への参加意欲を高めると共に、本事業の目的を果たすための工夫を十分に行うこと。

### 1 全体の流れ

#### (1) 事務局の設置・事業準備

後述の第6の7「サポート・安全管理等」の項目に対応可能な事務局を開設すること。

#### (2) 事務局運営

##### ア 前年度の受託事業者から、PR 隊ランディングページ

(<https://tokyobesties.tokyotokyo.jp/>)、及び PR 隊インスタグラムアカウント (<https://www.instagram.com/tokyobesties/>) 等、PR 隊に関連する各種公式アカウント、及びデータを引継ぎ、「第6 委託内容」に含む事項に関し、効果的かつ円滑に運用すること。

##### イ 委託期間を通じ、PR 隊の選考や結成、活動、会合等にあたって、必要に応じて会場を手配すること。手配にかかる費用は委託費に含むこと。

#### (3) インナーブランディング強化に係る計画の立案

第4の事業目的を達成するための複数年にわたる計画・全体像を立案すること。その際、令和6年度のPR 隊による情報発信の考察を踏まえたものとするほか、過年度PR 隊の参画等も検討すること。

#### (4) PR 隊の募集・選考

##### ア 募集要項、選考基準等について、過年度資料を参照しながら TCVB と協議の上で作成すること。PR 隊の参加対象及び規模は後述2「PR 隊の参加対象及び規模」を参照すること。

##### イ PR 隊は原則会期を通して最後まで活動することを前提に採用すること。また、やむをえず途中離脱が発生する場合に備えて、選考過程の中から繰り上げ候補を想定しておくなど、年間を通じて、以下2に示す活動規模を維持で

きるように調整をすること。

- ウ 募集に際しては既存の PR 隊ランディングページ (<https://tokyobesties.tokyotokyo.jp/>) を使用し、応募先は受託者が設置する事務局とすること。
- エ 本事業を周知し、SNS での広告配信等、応募を促進する広報活動を行うこと。応募状況は定期的に TCVB に報告し、不調の場合は TCVB と対応を協議すること。
- オ 応募者の選考を行うこと。結果は応募者全員に通知すること。なお、結果通知までを令和 7 年 6 月末日までに完了すること。

#### (5) PR 隊の結成

- ア PR 隊による活動の開始時に、活動期間中の事務局からの各種配信に使用する素材として、プロのカメラマンによる PR 隊の撮影を行うこと。
- イ PR 隊結成時にメンバー全員に任命証を交付すること（活動時でも利用できるような名刺サイズものを想定しているが、詳細は TCVB と確認のうえ準備のこと。）
- ウ PR 隊ランディングページ、及び PR 隊インスタグラム投稿にて PR 隊結成報告を配信すること。

#### (6) PR 隊の活動

後述 3～5 のとおり活動すること。

#### (7) 任期終了時

PR 隊参加者からの申請に応じて活動証明書等を発行し、TCVB に報告すること。なお、対象は年間を通じて積極的に活動に従事したものとし、発行基準を予め設定のうえ、TCVB の確認をもって確定基準とすること。

#### (8) その他

契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、PR 隊ランディングページ (<https://tokyobesties.tokyotokyo.jp/>)、及び PR 隊インスタグラム (<https://www.instagram.com/tokyobesties/>) 等、PR 隊に関連する各種公式アカウント、及びデータを引き継ぐこと。また、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこととし、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費及び新規受託業者への引き継ぎに係る費用は、委託費に含まれるものとする。

## 2 PR 隊の参加対象及び規模

### (1) 参加対象：

- ア 現住所が東京都内にある、または都内に通学している若者（13 歳から 22 歳までを指す。）から広く募集する。国籍は問わない。未成年者は保護者の同意が必要。

- イ 日本語での意思疎通に問題がない者（日本語を母語としない者の場合、日本語能力試験N2程度）。
- ウ 英検2級以上又はそれと同等の英語力を持つ者が望ましい。
- エ SNSの公開アカウント等にて情報発信の経験を持つ者が望ましい。また、可能な限り自身のSNS等でも、PR隊になったこと等を発信できる者が望ましい。
- オ 年代、性別、地域、公募時の企画提案内容などを考慮し、バランスよく任命すること。
- カ 活動期間中原則として途中離脱不可であることを承知している者。

(2) 活動期間：9ヵ月程度

(3) 人数：10名程度

(4) 活動参加費／謝礼：いずれもなし。ただし参加者はボランティア保険等の保険への加入を原則とし、手配・費用等を本委託に含めること。

### 3 PR隊の情報発信について

#### (1) 情報発信の概要

ア 発信ターゲット：欧米豪の若者を中心にターゲット層を設定すること。

イ 媒体：Instagram（PR隊インスタグラムアカウント <https://www.instagram.com/tokyobesties/>）をメイン媒体とし、必要に応じて前項の発信ターゲット層やSNSの潮流等も考慮した上で本事業に適したその他SNS（YouTube、Facebook、TikTok等）を活用すること（複数アカウントを運営する場合は、同一コンテンツの転載展開等を想定）。プロフィール欄の管理、投稿、フォロワー・フォローバック管理や、コメントやDM等のユーザー対応等、アカウント運営に係る管理全般を行うこと。

ウ 発信内容：

- ① 若者視点による身近な東京の魅力紹介
- ② 参加者の趣味・特技を生かした発信
- ③ 参加者間の交流を生かした発信

エ 頻度：

原則として参加者1人あたり任期中1ヵ月に2回以上

（やむを得ない場合はストーリーズでの発信も可とする）

※参加者のやむを得ない事情により頻度の調整を検討する場合は、事前にTCVBに報告すること。

オ 発信言語：英語

#### (2) 制作体制

ア コンテンツ制作の流れや留意点、著作権の所在等をまとめたガイドラインを作成し、配布すること。併せてオリエンテーションの実施により参加者へ周

知すること。

- イ 発信の流れは以下に従うこと。なお、企画案及び掲載内容の確認・助言については TCVB の承認も得ること。

	参加者	事務局
①企画案	作成	確認・助言
②撮影・取材 (必要に応じて)	実施	物件等への許諾申請、日程等調整
③掲載コンテンツ	作成 (投稿用静止画、映像編集を含む、投稿原稿の作成)	・確認・助言 ・PR 隊が撮影した素材を使い投稿動画を編集 ・英語のネイティブチェック
④発信	—	投稿・コメント管理等

- ウ 掲載コンテンツ (写真、動画、文章等) について、必要に応じて掲載前に物件等の許諾を得ること。許諾申請の基準は、日本政府観光局による『効果的な情報発信を行うための Instagram 運用ガイドライン』『効果的な情報発信を行うための Facebook 運用ガイドライン』を参照の上、適切に運用すること。

※JNTO デジタルマーケティング ガイドライン集 URL

<https://www.jnto.go.jp/eng/download/index.html>

- エ 掲載コンテンツの事実関係の正誤等を慎重に確認すること。
- オ 掲載コンテンツにおける英語ネイティブチェックを、ネイティブまたはネイティブレベルの言語能力を有する者が行うこと (機械翻訳の使用は不可)。実施にあたっては、SNS での発信であることも考慮した、不快感を与えない言葉・文章になるように留意すること。
- カ 必要に応じて、PR 隊が使用する映像編集ソフトを用意すること。

### (3) 効果的な情報発信に係る施策

- ア 前述の第6の3 (1) ウ「発信内容」とは別に、PR 隊の活動の様子等を事務局主導により PR 隊インスタグラムアカウント (<https://www.instagram.com/tokyobesties/>) より発信すること。なお、頻度・内容は事前に TCVB の承認を得ること。
- イ PR 隊ランディングページ (<https://tokyobesties.tokyotokyo.jp/>) に活動内容や投稿例を紹介するコンテンツを期間中 2 回以上掲載すること。
- ウ 更新にあたり、紹介するページは PR 隊ランディングページのトーンに合わせて PR 隊の活動の様子をより魅力的に見せるように効果的に写真付きで紹介すること。

## 4 PR 隊のスキルアップ企画について

本事業における情報発信の実務に精通した講師 (例. 本事業で使用する SNS にお

けるインフルエンサー等)を起用し、以下のとおり、PR 隊参加者の情報発信力の向上のための企画を実施すること。なお、講師候補は東京都の観光 PR 施策であることをふまえ、複数案提案のこと。

- (1) ワークショップ： 海外への情報発信のコツ、動画制作の体験活動など、活動期間中に2回以上（できる限り対面が好ましいが、内容・状況によってはオンラインワークショップも可）
- (2) 個別指導： 参加者が制作した各投稿についてのフィードバック・投稿作成補助

## 5 PR 隊のアクティビティ企画について

### (1) PR 隊活動の活発化を目的とした企画

PR 隊同士の交流を深めると共に、投稿意欲を高めることを目的とした都内の様々な地域の文化を学び、新しい観光スポット情報を得られるようなアクティビティ企画を定期的実施すること。(全員参加が望ましい)

また、TCVB や東京都が企画を紹介・斡旋する場合は可能な限り対応すること。

<アクティビティ企画例>

- PR 隊による企画会議
  - PR 隊参加者による投稿作品の共同製作
  - 投稿テーマのアイデアとなりうる文化体験
  - 地域と連携した PR 隊による取材企画
- (2) 複数年でのインナーブランディングの波及につながる企画
- 令和6年度の PR 隊による情報発信の考察や PR 隊 OB/OG との交流等、インナーブランディングの波及につながるアクティビティ企画を実施すること。

## 6 広告配信について

PR 隊公式 SNS アカウントのフォロワー獲得やアカウントの活性化を目的とした広告配信を実施すること。また、獲得フォロワー数を KPI として設定し、効果測定のうち半月に1回程度報告すること。

## 7 サポート・安全管理等

- (1) PR 隊の参加者及び応募者等からの問い合わせについて、円滑に対応できる体制を構築すること。
  - ・募集期間中は、少なくとも平日（年末年始を除く）の 9:30~17:30 は対応できる体制とすること。
  - ・PR 隊活動期間中は、参加者の活動可能時間を踏まえ、コミュニケーションの取りやすい対応時間を設定すること。
- (2) 参加者と十分なコミュニケーションをはかりながら活動を円滑に進め、未成年

の参加者を起用する場合は、特に細心のサポートを行うこと。

- (3) その他、本事業に係る安全管理や緊急時対応など、柔軟かつ適切に対応すること。

## 8 効果測定及び実施報告

本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行い報告すること。その際、海外プロモーションの成果のほか、アンケートや SNS 分析等を実施し、参加者及びその友人家族らの東京への理解・愛着の変化についても、期間中3回程度効果測定すること。

すべての取り組みにおいて、提示可能な数字は TCVB に共有するほか、それをもとに有効性を示せる KPI を前もって提示し、合意を得た上で効果測定を行い、実施報告書を作成すること。

### (1) 効果測定

実施効果を把握するための効果測定の指標、手法、目標値等を検討の上、効果測定を行うこと。

### (2) 実施報告書

プロモーションの実施内容とともに(1)の結果と合わせて TCVB に報告すること。

#### ア 中間報告書

11月を目途に中間報告書を作成し、実施状況を報告し提出すること。

#### イ 最終報告書

契約満了日を目途に最終報告書を作成すること。

## 第7 完了報告と契約代金の支払いについて

### 1 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了届等による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

### 2 完了報告と成果物の提出について

#### (1) 委託完了届

別紙「委託完了届」を提出すること。

#### (2) 実施報告書

第6の8(2)イで作成した最終報告書をA4で、紙で3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

#### (3) その他

アカウントの管理に必要なその他データ

## 第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめTCVBの承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 1の規定は、受託者の従業員、本仕様書第9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、TCVBが必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、TCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権をTCVBに許諾するものとし、TCVBは、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、TCVBはその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、TCVBの帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第10 秘密の保持

受託者は、本仕様書第9によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

本仕様書第9によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第12 個人情報の保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イ

メージ」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_jimutoriyoukou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf)

\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_annzenkannrikijunimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf)

\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyo\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)

2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyousyo.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx)

- 3 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
- (1) 本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
  - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 4 本事業の遂行にあたり本仕様書第9により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

### 第13 その他

- 1 TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない条件については両者協議の上、決定する。
- 3 その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 4 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては、TCVB と協議のもと進めること。
- 5 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- 6 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。

- 7 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- 8 本事業は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度 TCVB 収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--